



第3章 計画の目標

1 基本理念

(地球環境，都市環境の視点から)

地球規模での環境問題が深刻化している中，平成9年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において，温室効果ガスの削減を定めた「京都議定書」が採択され，地球と人類の未来にとって歴史的な一歩が踏み出されました。そして，平成17年2月には京都議定書が正式に発効しました。本市は，議定書誕生の地として，地球温暖化対策に資する先導的な取組を行ってきました。

平成17年12月には，「持続可能性を目指す自治体協議会（イクレイ（ICLEI））」が協力して，「気候変動に関する世界市長・首長協議会」が設立され，その第2回会議が平成19年2月に京都市で開催されました。この会議で京都気候変動防止宣言がとりまとめられ，その中で各国政府に対して，「温室効果ガス排出量を，2020年までに1990年レベルから30%削減し，2050年までに80%削減する目標を設定するよう強く呼びかける」ことが謳われました。

更に本市は，平成21年1月に「環境モデル都市」に選定され，温室効果ガス排出量を1990年レベルから，2030年までに40%削減するという高い目標を掲げつつ，長期的には温室効果ガスを「削減する」のではなく「排出しない」という基本姿勢のもと，低炭素社会の構築に向けた積極的な取組を進めています。また，こうした取組に加えて，循環型社会の構築，自然共生社会の創出を通じて，持続可能な社会づくりの実現を目指しています。緑はこうした都市環境やまちづくりにおいて，必要不可欠な社会資本あるいは環境インフラと捉えることができ，今まで以上に重要な役割を果たすこととなります。

緑には，CO₂吸収効果があり，地球温暖化防止の一助をなすとともに，都市環境においては，温度や湿度の緩和効果，ヒートアイランド現象の緩和，緑の適切な配置により郊外から清涼な風を都市に送り込む「風の道」の形成等の効果があります。また，豊かな緑は，人々の快適な都市生活に資するだけでなく，様々な動植物の安心できる生息・生育場所の確保にもつながり，身近な自然とのふれあいを通じて，更に潤いと豊かさをもたらしてくれます。

また，世界的に生物多様性が危機にさらされているといわれている中，2010



年（平成 22 年）10 月に、日本で、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、1992 年（平成 4 年）に採択された生物多様性条約の「2010 年目標（生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標）」の達成状況の評価とその後の目標が議論される予定です。生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性があり、その恵みは、人々のいのちと暮らしを支えています。本市の里地里山を例に挙げれば、そこから生み出される食料、木材などを持続的に利用することにより、生物多様性の保全と併せて、本市固有の多様な文化も育まれてきました。

我々は、失いつつある自然との共生関係を保ち、環境にやさしい緑豊かなまちをつくりあげることに取り組む必要があります。

（文化の視点から）

本市の緑の多くは、先人たちとの長い関わりの歴史の中で生み出され、質の高い表情を見せてくれます。

古都京都の歴史的景観の礎となっている周囲の山々の緑、伝統的技術の蓄積が生み出す日本庭園の緑、市民の生活に溶け込んだ前栽・坪庭の緑、人々の信仰と一体となり心のよりどころとなってきた神社仏閣の緑など、これらの緑は京都ならではの文化を形成することにより本市を個性あるものとし、人々の豊かな暮らしの支えとなってきました。本市はまさに都市全体を大きな庭園と捉えることができ、これらの緑は、京都市民だけでなく、国内外の多くの観光客を惹き付けています。

私たちに、日本を代表する本市の歴史的景観や価値あるこれらの緑の文化を、更に未来へと光輝かせる責務があります。

（安心・安全の視点から）

平成 7 年 1 月 17 日未明の阪神・淡路大震災は、阪神大都市圏と淡路島の北部に大きな爪痕を残し、近代都市の脆弱性と人の命の尊さを再認識させました。

その一方で、緑が様々な役割を果たすことも明らかになりました。緑豊かな山



林は土砂崩れ等の崩壊を免れ、街路樹や庭の木が建物の倒壊を防ぎ、火災の延焼を防ぐ効果も認められました。被災地の公園や学校のグラウンドは、地震直後に余震を避ける避難地となった他、避難生活の場所や救援活動の拠点として利用されました。そして火災で受けた損傷にも負けず春に芽吹いた木々の若葉や草花は、被災者を元気付け、明日に生きる力の源となり、改めて緑が、安心・安全なまちづくりに欠かすことができない、かけがえのない存在であることが確認されました。

古都京都は、空襲などの戦禍をほとんど受けていないことから、古い木造家屋や狭い道路も多く、災害に弱い都市です。災害に強い安心・安全なまちづくりが何よりも求められます。

また、近年、本市においても市街化区域の拡大に伴う道路舗装などの都市化により、地中に浸透する雨水の量が激減しています。このことは、都市型水害の頻発につながっています。

しかし、市街地に保水・遊水機能を持つ緑を増やすことにより、少しでもこれらの災害を低減させることは可能なのです。つまり、河川と下水道の整備に加え、市街地に緑を創出していくことが安心・安全なまちづくりにつながるのです。

以上の3つの視点を踏まえて、以下を基本理念とします。

基本理念

地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる

歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ「歴史と伝統のまち」をまもる

緑の優しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる

基本理念を表すキャッチフレーズ

～きょうからつなぐ 地球のみどり～



2 緑の将来像

緑の質と量を確保し、基本理念に掲げる豊かさを実感できる生活環境の形成を図るためには、緑がそれぞれ独立して存在するよりも、互いにつながっている方が、効果をより強く発揮することができます。個人の庭、公園、社寺林などの様々な規模や形態の点の緑を、道路や河川の軸で有機的につなぐことにより、防災避難路を確保、形成するとともに、野鳥や昆虫等の小動物の生息空間をつなぎ、豊かな都市の生態系を創り出すことができます。

本市の緑のあるべき姿は、市街地周辺部の山々や農地の緑と中心市街地の緑が、市内を貫流する河川の太い軸の緑で、骨格としての緑のネットワークを形成するとともに、更に、市街地に散らばる公園、社寺等の点の緑が、道や小河川等の線の緑できめ細やかなネットワークを形成することです。

そして、緑のまちづくりを進めるためには、行政が率先して緑化を推進することはもちろんのこと、特に、市域の大きな面積を占める私有地の緑化を進めることが重要です。

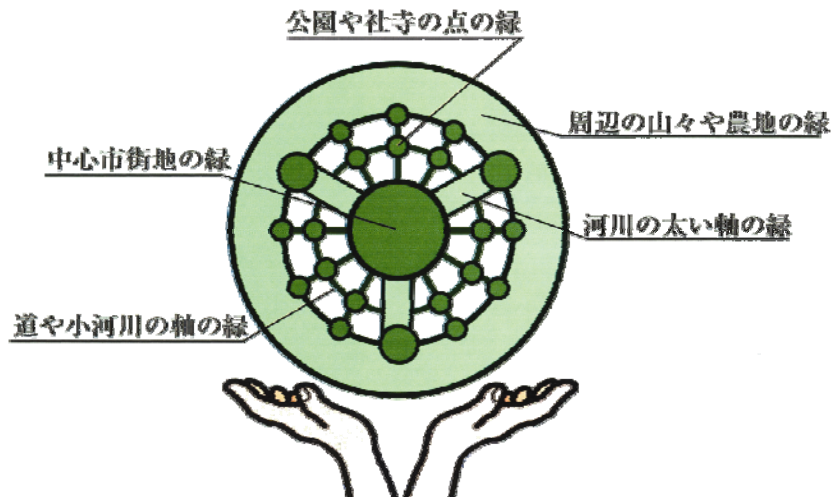
市民は、家庭や団地の緑化に主体的に取り組むことが重要であり、事業者は、事業所や工場などの敷地の緑化に努める必要があります、行政は、公共公益施設の緑化の推進と併せて、市民や事業者に対して緑化意欲の向上や後押し役として助成措置を講ずるなど、技術的、財政的に支援していくことが求められます。また、支援制度だけでなく、時には緑化の義務化等の、市民や事業者の負担を伴う取組も必要となります。

以上のことから、本市の緑の将来像は、模式的に図を描けば、次頁のように示すことができ、これは、京都をイメージする御所車に見立てることができます。

この「緑の御所車」を市民、事業者、行政が一体となって支え、動かしていく姿が「緑の将来像」であり、基本理念を実現していくこととなります。



緑の将来像の模式図 —緑の御所車—



3 基本方針

本市の緑のあるべき姿を実現するためには、周辺の山々や山すその緑を保全するとともに、市街地の緑を保全・創出し、これらの緑をつなぐことが重要であることから、基本方針を以下のとおり定めます。

① 周辺の山々と山すその緑の保全，マネジメント

～地球温暖化対策を推進し，京都の歴史的景観を守り，育てる～

② 市街地の緑の保全，創出，活用

～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～

③ 水と緑のネットワークづくり

～生態系ネットワーク，風の道を創出する～

④ 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり

～京都力を結集し，かけがえのない緑を未来へ継承する～



4 緑化の目標

これまでの「緑の量」を増やす「緑被率^{※1}」という目標だけでなく、市街地での市民の満足度に寄与する指標として「緑視率^{※2}」を導入し、窓辺の花、軒下の植木鉢、生け垣・庭木、屋上緑化、壁面緑化、公園・道路・学校等の緑を増やしていく取組として、「市民との協働による緑・花いっぱい運動」を推進し、目標の実現を目指し、身近な緑を増やします。

※1 緑 被 率：空から見た、区域に占める緑で覆われた土地の割合。平面的な緑を算定する指標

※2 緑 視 率：人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合。緑被率では算定されにくい、市民の身近にある軒下の花、生け垣、壁面緑化、街路樹や、借景としての緑地や山等の、立体的な緑を算定する指標

～緑視率のイメージ～





(1) 市街地の緑

各地域，地区の特性を踏まえて，ヒートアイランド現象の緩和，防災に資する市民に身近な緑を，年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として創出していきます。

市街地の緑：現状の緑被率35%から37%へ

※市街地の緑：市街化区域の緑と，市街化区域に囲まれて島状，線状にある市街化調整区域の一部の緑

<市街化区域内に島状，線状にある市街化調整区域の緑>

名称	ha	備考
①吉田山緑地	14.3	吉田山特別緑地保全地区に指定
②双ヶ岡	18.2	双ヶ岡歴史的風土特別保存地区に指定
③仁和寺	9.0	歴史的風土特別保存地区に指定
④洛西中央緑地	13.5	洛西中央特別緑地保全地区に指定
⑤桂川緑地	572.6	大部分が国土交通省所管
⑥上高野氷室山	22.4	歴史的風土特別保存地区に指定
⑦宝ヶ池周辺	391.8	松ヶ崎・上賀茂歴史的風土特別保存地区及び第1種自然風景保全地区に指定
⑧桃山御陵	111.5	大部分が風致地区第1種に指定
⑨西京桂坂	104.6	大部分が第1種自然風景保全地区に指定
⑩東山（一部）	1,155.6	大部分が風致地区
合計	2,414ha	



$(3,886\text{ha} \text{ (市街化区域緑地面積)} + 2,317\text{ha}) \div (15,071\text{ha} \text{ (市街化区域面積)} + 2,414\text{ha}) = 35.5\%$
 ※市街化調整区域緑被率は96%（平成2年度緑被率調査結果実績）とする。

$$2,414\text{ha} \times 96\% = 2,317\text{ha}$$

※市街化区域面積は，緑被率算定の根拠面積であり，都市計画課数値とは異なる。

※平成19年に「^{ただし}糺の森」が市街化調整区域に編入されたが，平成17年緑被率調査時をベースに算定している。



<参考>市街地の地域・地区別の緑被率の現状値

地 域		現況の緑被率 (%)
市 街 地		35%
風致地区		73.7%
風致地区 以外	歴史的市街地	12.1%
	らくなん進都	23.6%
	その他	26.2%

※現況の緑被率は、H17 緑被率調査結果より算出。風致地区には、島状、線状にある市街化調整区域の一部の緑を含む。

(地域・地区の考え方)

ア 風致地区

周辺の山々と、古い社寺等の歴史的遺産の集積地、更に山すそから広がる緑多い住宅地が都市計画法に基づき風致地区として指定されており、京都市風致地区条例等により、緑地の設置が義務付けられていることなどから、緑の量は豊富です。

しかし、開発行為は依然進行しており、条例等による規制だけでなく、公共公益施設等の整備による率先的な緑地の確保が求められます。

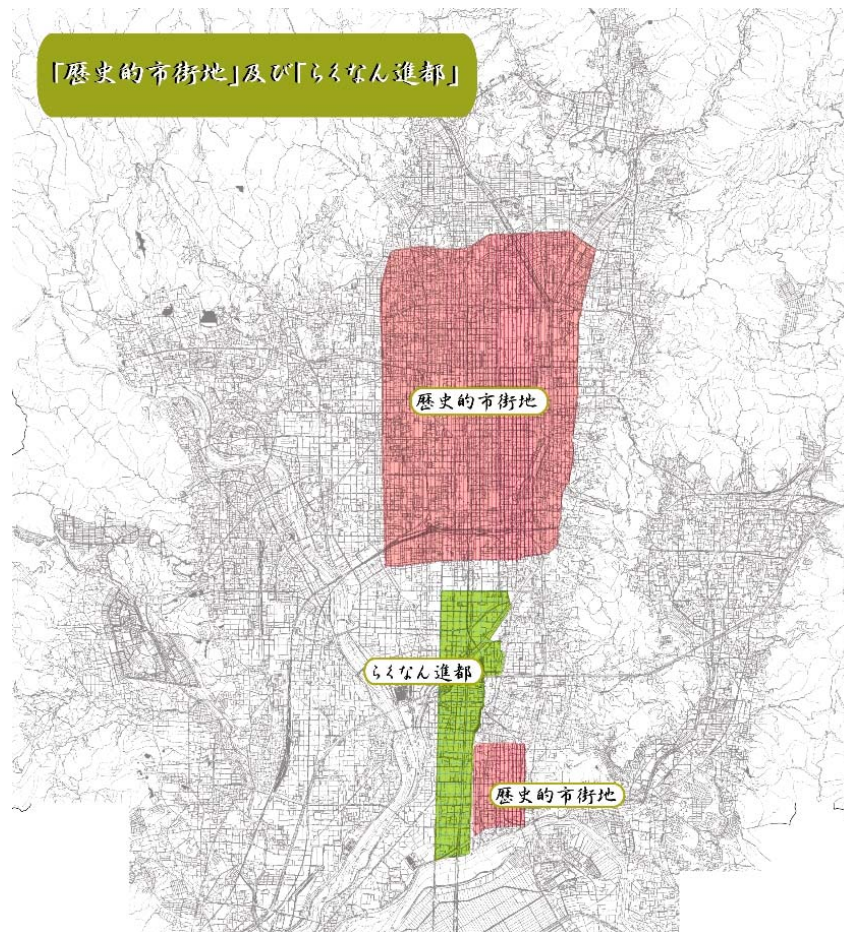
イ 歴史的市街地

概ね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地は、古い家屋が多く残っており、緑の量が少ないだけでなく、新たに緑の空間を増やすことが難しい状況にあります。

緑を大幅に増やすことは困難ですが、市民や観光客の満足度に資する、小さくても効果的な緑を創出していくことが求められます。

ウ らくなん進都

市南部の「高度集積地区」のことで、新しい京都を発信するものづくり拠点として、歴史的市街地との役割分担を考慮しつつ、河川等の地域資源の活用や多様な緑化の誘導により、環境にやさしい快適な都市環境の創出が求められます。



(2) 市街地を囲む周辺の山々の緑

市街地を囲む周辺の山々の緑は、木材等の森林資源が利用されなくなったことによる担い手の減少により、手入れの行き届かない森林が増え、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、水源涵養等の森林の持つ多面的機能の低下が危惧されています。

また、病害虫によるマツ枯れ、ナラ枯れの進行や、森林に人の手が加わらなくなりシイノキ等の照葉樹が繁茂するなど、森林の遷移が進み、市街地からの山々の景観も変容しています。

これらのことから、緑の保全と併せて、質を重視したマネジメントに努めていきます。

市街地を囲む周辺の山々の緑：保全、質を重視したマネジメントの推進



(3) 市域の緑

平成 17 年 4 月 1 日に京都市に旧京北町が編入されたことに伴い、市域はおよそ 35%拡大、森林面積は約 1.5 倍になり、緑のストック量が大幅に増えました。

「京都市地球温暖化対策計画」では、本市の森林面積 61,000ha のうち、19,000ha の育成林を CO₂ 吸収源の対象 (CO₂ 換算としては 12 万トン) としており、地球温暖化対策等に資する緑として、この現状の量の更なる向上を目指していきます。

なお、市域の緑被率は約 83%です。

市域の緑：現状の緑被率 83%をさらに向上

<市域の緑地面積と緑被率>

			緑地面積 (ha)	緑被率 (%)
市域	都市計画区域外	旧京北町	20,771 ^{※1}	95.4
		旧京北町以外	12,668 ^{※2}	96.0
	都市計画区域	市街化調整区域	31,548 ^{※3}	96.3
		市街化区域	3,886 ^{※4}	25.8
参考 (市街地) ^{※5}			6,203	35.5
合 計			68,873ha	83.2%

※1 京都市農林統計資料 (林業編 H19, 農業編 H19) の森林面積 (20,189ha) と農地面積 (582ha) を合計したもの

※2 82,790ha (市域面積：都市計画課数値) -15,071ha (市街化区域面積) -32,755ha (市街化調整区域面積) -21,768ha (旧京北町面積) =13,196ha とし、このうち緑被面積は、13,196ha×96% (平成 2 年度緑被率調査結果実績) = 12,668ha

(市街化区域・市街化調整区域面積は、緑被率算定の根拠面積であり、都市計画課数値とは異なる。)

※3 市街化調整区域：32,755ha のうち 31,548ha (平成 2 年度緑被率調査結果実績)

※4 市街化区域：15,071ha のうち 3,886ha (平成 16, 17 年度緑被率調査結果実績)

※5 市街化区域と市街化調整区域の一部



5 公園整備の目標（都市公園法施行令第1条に基づく）

国が定める公園の敷地面積の標準値を目指して整備を行います。また、既存の神社仏閣などの京都らしい緑の資産を活用し、都市公園として整備すべき目標値に届かない場合でも、実質的な緑を増やします。

市民1人当たり公園面積として、平成20年度末現在の4.68㎡から10㎡へとしていきます。

<都市公園等の確保目標の内訳>

都市公園等の確保目標	
種別	面積 (ha)
都市公園等の目標面積	1,498 ha
整備済都市公園等	686 ha
今後整備すべき都市公園	812 ha

※1人当たり公園面積：1,498ヘクタール÷1,386,488人(2025年推定人口)=10.8㎡